

# 「高齢者の見守り活動」の拡充について

## 補助対象となる見守り事業

- ◇ これまでも事業区分(B3)「高齢者の見守り活動」を設けてきたが、一人暮らしの高齢者等の他、悩みを抱える子供・若者、子育て世帯等が、地域社会とつながりを保っていけるよう**見守りの対象を高齢者に限らないこととする。**
- ◇ **見守りを目的とし、見守り対象を定めた事業**であり、かつ、年度内において**複数回の開催**（年度において3回以上）を計画し実施する事業を対象とする【**助成率10/10**】
- ◇ 見守りは様々な主体がそれぞれの役割分担の下、連携して行われることが有効であるため、社会福祉協議会、NPO等他の地域団体と連携して実施する場合や、**町会が共同して実施する場合も助成率10/10の特例を適用する。**

## 見守り事業例

- ◇ **従来、各地域で行われている「見守り活動」はもとより、これまで「見守り活動」を行ってこなかった町会・自治会が新たに始める見守り活動も10/10の補助率で支援**
  - ・ 買い物や散歩に出掛けやすくなる「暮らし応援お助けマップ」を作成し、高齢者に配布
  - ・ 地域の見守りマップを作成し、防犯パトロール時に見守り
  - ・ 要援護者マップを作成し、防災訓練時に見守り活動を実施
  - ・ 地域包括支援センターが作成した「気付き・相談のガイドライン」をチェックしながら、各班見守り隊による高齢者の安否確認
  - ・ 憩いの場作り（健康体操、特技披露など）、いきいきサロン、地域の茶の間
  - ・ 子ども食堂の開催 etc

### ※通常の町会業務は対象外とする

- ・ 町会・自治会費を訪問して徴収する
- ・ 手渡しで回覧板を回す
- ・ 町会・自治会の広報紙を手渡しで配布する
- ・ 清掃活動や花壇の手入れといった日頃の環境整備活動で参加者の様子を伺う etc

## 【事例】NPOと連携した高齢者の見守り活動

### 実施内容

- 1 NPO 法人と連携し、見守り活動の内容(訪問人数、訪問時期、役割分担等)を検討するための会議を開催
- 2 回覧板・チラシにより会員(見守り訪問をする側、受ける側)の募集、登録
- 3 高齢者見守り隊スタッフ用ジャンパー・名札を着用して、定期的に会員宅を戸別訪問・声掛けを実施し、会話を通じて健康状態を見守る。
- 4 毎月1回、健康情報・防災や防犯に役立つ情報を掲載した「見守りニュース」を作成し、会員宅の訪問時に渡す。
- 5 見守り活動の知識を深めるため、専門家を招いて「見守り講習会」を開催
- 6 活動の振り返りや今後の課題を話し合うための反省会を実施

### 事業の目的及び期待する効果

専門知識を持つNPOと連携し、見守り訪問をする側の人材育成も図ることで、地域での高齢者見守り体制をより一層強化する。

### 助成対象経費

スタッフ用ジャンパー、名札ホルダー、広報用チラシ印刷、会議室使用料、講師謝礼、事務用品、会議用お茶、マスク、除菌スプレー など

### 役割分担

自治会は、チラシの作成、高齢者見守り隊の取りまとめを担当。連携するNPO法人は、訪問時の対応方法や講習会の内容について、専門知識に基づくアドバイスを行う。

☆「住民の皆さんのための高齢者等の見守りガイドブック(第3版)」をご活用ください。

東京都では、住民の皆さんが見守り活動を行う際に知っておくためのポイント(見守りの方法、個人情報取扱等)をまとめ、下記ホームページで紹介しています。是非ご覧になって皆さんの活動の参考にしてください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/koho/jyuuminnotameno.html>

(「住民の皆さんのための高齢者等の見守りガイドブック」で検索してください。)